

官報

号外
昭和五十二年十一月十五日

○第八十二回 衆議院会議録 第十二号

昭和五十二年十一月十五日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件
航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四分開議
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(保利茂君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

池端清一君及び水田稔君から、十一月十六日より二十四日まで九日間、井上一成君から、十一月十六日より二十五日まで十日間、岡田哲児君から、十一月十七日より二十五日まで九日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、いずれも許可するに決しました。

○互力君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 互力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(保利茂君) 航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長上村千一郎君。

上村千一郎君登壇

○上村千一郎君 ただいま議題となりました航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における航空機強取等事犯の実情にかんがみ、この種犯罪の未然防止を図るとともに、犯人に対する適正な科刑の実現を期するため、航空機の強取等の処罰に関する法律等関係法律について所要の改正をしようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、航空機の強取等の処罰に関する法律の一部を改正して、航空機を強取した者等が、当該航空機内にある者を人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすることまたは権利を行わないことを要求したときは、無期または十年以上の懲役に処することとするものであります。

第二は、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正して、不法に業務中の航空機内に、爆発物を持ち込んだ者は三年以上の有期懲役に処し、銃砲、刀剣類または火災びんその他航空の危険を生じさせるおそれのある物件を持ち込んだ者は二年以上の有期懲役に処することとするものであります。

第三は、旅券法の一部を改正して、刑事訴追を受けている者等に対する旅券発給等の制限の対象

となる罪の法定刑を長期五年以上から長期二年以上に変更、また、新たに旅券の名義人の所在が知れない等の場合における旅券の返納命令の通知内容を公告して通知にかえる制度を設けるとともに、旅券法違反の罰則の法定刑を三年以下の懲役または十万円以下の罰金に引き上げることとするものであります。

当委員会においては、十一月一日提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、十日には東京国際空港の現地視察、十一日には地方行政委員会、外務委員会、運輸委員会及び交通安全対策特別委員会との連合審査を行い、また本日は、特に福田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、慎重に審査を重ねました。

かくして、本日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、政府は、ハイジャック等非人道的暴力行為の絶滅を期するため、国内諸対策を適切に実行するとともに、国際協力体制の強化などについても格段の努力をすべきであるとの趣旨の附帯決議が全会一致で付せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

昭和五十二年十一月十五日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

出席國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る七日、本院は国会の会期を十一月二十五日まで十八日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、去る十一日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 中川 嘉美君(理事渡部一郎君去る十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 渡部 恒三君 中村 弘海君

補欠 中村 弘海君 渡部 恒三君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任 稲垣 実男君 補欠 中島 衛君

運輸委員

辞任 中馬 弘毅君 補欠 中馬 弘毅君

甘利 正君 補欠 甘利 正君

議院運営委員

辞任 甘利 正君 補欠 中馬 弘毅君

中馬 弘毅君 補欠 中馬 弘毅君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 宇野 亨君 補欠 安倍晋太郎君

宇野 亨君 補欠 安倍晋太郎君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 寺前 巖君 補欠 松本 善明君

大蔵委員 高橋 高望君 補欠 佐々木良作君

社会労働委員 相沢 英之君 補欠 佐々木義武君

辞任 川本 敏美君 補欠 川本 敏美君

井上 普方君 補欠 井上 普方君

佐々木義武君 補欠 佐々木義武君

川俣健二郎君 補欠 川俣健二郎君

農林水産委員 武田 一夫君 補欠 浅井 美幸君

野村 光雄君 補欠 野村 光雄君

塚原 俊平君 足立 篤郎君

中村 弘海君 稲葉 修君

大内 啓伍君 春日 一幸君

安倍晋太郎君 宇野 亨君

足立 篤郎君 塚原 俊平君

稲葉 修君 中村 弘海君

外務委員 寺前 巖君 補欠 松本 善明君

大蔵委員 高橋 高望君 補欠 佐々木良作君

社会労働委員 相沢 英之君 補欠 佐々木義武君

辞任 川本 敏美君 補欠 川本 敏美君

井上 普方君 補欠 井上 普方君

佐々木義武君 補欠 佐々木義武君

川俣健二郎君 補欠 川俣健二郎君

農林水産委員 武田 一夫君 補欠 浅井 美幸君

野村 光雄君 補欠 野村 光雄君

商工委員 矢野 紘也君 補欠 矢野 紘也君

工藤 晃君 補欠 不破 哲三君

建設委員 吉原 米治君 補欠 藤田 高敏君

藤田 高敏君 補欠 吉原 米治君

予算委員 藤田 高敏君 補欠 吉原 米治君

辞任 安倍晋太郎君 補欠 木野 晴夫君

足立 篤郎君 葉梨 信行君

伊東 正義君 中村 弘海君

稲葉 修君 藏内 修治君

佐々木義武君 川崎 秀二君

井上 普方君 齊藤 正男君

川俣健二郎君 川本 敏美君

浅井 美幸君 武田 一夫君

矢野 紘也君 野村 光雄君

春日 一幸君 大内 啓伍君

佐々木良作君 河村 勝君

不破 哲三君 工藤 晃君

松本 善明君 東中 光雄君

中村 弘海君 後藤田正晴君

藤田 高敏君 吉原 米治君

東中 光雄君 寺前 巖君

川崎 秀二君 佐々木義武君

木野 晴夫君 安倍晋太郎君

藏内 修治君 稲葉 修君

後藤田正晴君 伊東 正義君

葉梨 信行君 足立 篤郎君

川本 敏美君 川俣健二郎君

齊藤 正男君 井上 普方君

吉原 米治君 藤田 高敏君

武田 一夫君 浅井 美幸君

野村 光雄君 矢野 紘也君

東中 光雄君 松本 善明君

松本 善明君 東中 光雄君

議院運営委員 野村 光雄君 補欠 矢野 紘也君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 宇野 亨君 補欠 藤本 孝雄君

春日 一幸君 大内 啓伍君

藤本 孝雄君 宇野 亨君

外務委員 松本 善明君 補欠 寺前 巖君

大蔵委員 高橋 高望君 補欠 佐々木良作君

社会労働委員 相沢 英之君 補欠 佐々木義武君

辞任 川本 敏美君 補欠 川本 敏美君

井上 普方君 補欠 井上 普方君

佐々木義武君 補欠 佐々木義武君

川俣健二郎君 補欠 川俣健二郎君

農林水産委員 武田 一夫君 補欠 浅井 美幸君

野村 光雄君 補欠 野村 光雄君

商工委員 矢野 紘也君 補欠 矢野 紘也君

工藤 晃君 補欠 不破 哲三君

大蔵委員 高橋 高望君 補欠 佐々木良作君

社会労働委員 相沢 英之君 補欠 佐々木義武君

辞任 川本 敏美君 補欠 川本 敏美君

井上 普方君 補欠 井上 普方君

佐々木義武君 補欠 佐々木義武君

川俣健二郎君 補欠 川俣健二郎君

農林水産委員 武田 一夫君 補欠 浅井 美幸君

野村 光雄君 補欠 野村 光雄君

商工委員 矢野 紘也君 補欠 矢野 紘也君

工藤 晃君 補欠 不破 哲三君

予算委員 藤田 高敏君 補欠 吉原 米治君

藤田 高敏君 補欠 吉原 米治君

大内 啓伍君 春日 一幸君

河村 勝君 佐々木良作君

工藤 晃君 補欠 不破 哲三君

寺前 巖君 松本 善明君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 関谷 勝嗣君 補欠 小沢 辰男君

小沢 辰男君 補欠 関谷 勝嗣君

外務委員 寺前 巖君 補欠 東中 光雄君

運輸委員 東中 光雄君 補欠 寺前 巖君

建設委員 小沢 辰男君 補欠 愛知 和男君

愛知 和男君 補欠 小沢 辰男君

議院運営委員 刀祢館正也君 補欠 刀祢館正也君

甘利 正君 補欠 甘利 正君

東中 光雄君 補欠 寺前 巖君

甘利 正君 補欠 刀祢館正也君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 東中 光雄君 補欠 寺前 巖君

甘利 正君 補欠 刀祢館正也君

寺前 巖君 補欠 東中 光雄君

刀祢館正也君 補欠 甘利 正君

外務委員 松本 善明君 補欠 寺前 巖君

予算委員 藤田 高敏君 補欠 吉原 米治君

藤田 高敏君 補欠 吉原 米治君

大内 啓伍君 春日 一幸君

河村 勝君 佐々木良作君

工藤 晃君 補欠 不破 哲三君

寺前 巖君 松本 善明君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 松本 善明君 補欠 寺前 巖君

建設委員

補欠
甘利 正君
刀祿正也君
補欠
甘利 正君
刀祿正也君

(特別委員補任及び補欠選任)

去る八日、議長において、次のとおり特別委員の補任を許可し、その補欠を指名した。
公害対策並びに環境保全特別委員
補欠
山本 政弘君 田口 一男君

(議案提出)

去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
中小企業倒産防止共済法案
(議案付託)
去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(調査要求承認)

去る七日、議長は去る九日これを承認した。
国政調査承認要求書
調査事項
調査の目的
調査の実施等に関する事項
調査の方法

四、調査の期間

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
昭和五十二年十一月九日
衆議院議長 保利 茂殿
予算委員長 田中 正巳

(質問書提出)

去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
エネルギー政策に関する質問主意書(有島重武君提出)
去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(答弁書受領)

去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員島本虎三君提出合成洗剤の安全性等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木敏君提出濁川系河川の改修に関する質問に対する答弁書

合成洗剤の安全性等に関する質問主意書

提出者 島本 虎三
衆議院議長 保利 茂殿
合成洗剤は、その安全性についてかねてより数々の疑問が提起されており、使用方法等により人体に対する影響も生じている等、環境衛生上重大な問題となつてゐる。

また、合成洗剤は、生活排水となつて河川・湖沼・海域における汚濁の大きな原因となるとも

に、富栄養化を促進している。

特に、その含有するリン分は、閉鎖系水域において赤潮発生の主要な原因の一つとなつてゐる等、公害対策並びに環境保全の面からも対策が急がれてゐるところである。
よつて、以下の諸点について質問する。

1 合成洗剤の急性毒性及び慢性毒性に関し、次に掲げる研究者の著作等における有害性を認めるデータをどう評価するか。

(1) 柳沢文徳(東京医科大学難治疾患研究所疫学部門教授)
「食品薬品公書」(有斐閣)
「食品衛生とは何か」(医歯薬出版)

(2) 柳沢文正(柳沢成人病研究所長)
「日本の洗剤・その総点検 増補版」(続文堂)

(3) 三上美樹(三重大学学長)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(4) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十九年度 中性洗剤特別研究報告書」

(5) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(6) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(7) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(8) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

「昭和四十九年度 中性洗剤特別研究報告書」

(9) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(10) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(11) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(12) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(13) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(14) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(15) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(16) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(17) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

(18) 柳沢文正(柳沢成人病研究所)
「昭和四十八年度 中性洗剤特別研究報告書」

昭和五十二年十一月十五日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長報告

「Detergents; effects on the chemical senses of fish *Ictalurus natalis*」(Science, VOL 148, 1965 p1605)

Bardach J.E. Fujiya M

「ウニ卵の発生による洗剤類の急性毒性実験(合成洗剤研究会誌No.1)

鳥羽市水産研究所 石川貞一

皮膚浸透性

「洗剤の恐怖」(新時代社)

門余仁之

おむつかぶれ

「近年急増した乳児寄生菌性紅斑の疫学的調査」(第三回山形県公衆衛生学会資料)

牧野好夫 他

二 合成洗剤の安全性に関する厚生省の考え方について

1 厚生省は、LASの安全性は確認したといわれているが、その根拠は何か。また、LAS等の許容量は、どの程度か。さらに性差、年齢差、個体差及び胎児への影響についてどう考えているか。

2 厚生省は、科学技術庁から委託された合成洗剤に関する研究について、すべての調査研究結果及びこれに対する公式見解を明らかにすべきではないか。

三 合成洗剤等の製造、販売、使用等の規制について

1 赤ちゃんのおむつかぶれについては、全国的な実態調査を行い、その結果に基づいて、国公立施設等におけるおむつ洗いへの合成洗剤の使用禁止などの措置を早急に講ずべきであるかと思うか。

2 POE系、SAS、AES、アミゾール等の新型洗剤については、急性毒性、慢性毒性に関する試験、特に皮膚塗布試験により早急に安全性の確認を行うべきであるかと思うか。

3 寄生虫卵保有者は減少しており、また、農薬付着の野菜、果物が少なくなつてきている現状にかんがみ、野菜、果物洗い用台所用合成洗剤を使用しないよう、政府は、行成指導を行うとともに、台所用合成洗剤について早急に主婦の手荒れ等の実態調査を行い、その結果を踏まえて製造、販売の禁止等の措置を検討すべきであるかと思うか。

4 市販卵の大半は、卵洗浄用洗剤で洗浄処理されているが、そのため残留合成洗剤との相乗作用でコレステロールが多量に吸収され、その結果高血圧が増加しているとの説がある。政府は、卵洗浄用洗剤の規制について検討すべきであるかと思うか。

5 高級アルコール系等のシャンプーは、皮膚刺激性、浸透性が強く急性毒性もLASと相似しているため、早急に被害の実態を調査し、その結果を踏まえて製造販売の禁止等の措置を検討すべきであるかと思うか。

6 リンスに含まれる陽イオン系界面活性剤は、急性毒性が大きいので、早急に被害の実態を調査し、その結果を踏まえて製造販売の禁止等の措置を検討すべきであるかと思うか。

7 高級アルコール系(A.S)歯みがきは、皮膚障害も激しく、口内粘膜からの吸収量も多いので早急に被害の実態を調査し、その結果を踏まえて製造販売の禁止等の措置を検討すべきであるかと思うか。

8 陽イオン系の界面活性剤を主成分とする柔軟剤については、「おむつ洗い不適等」の注意表示を義務づけるとともに、成分の種類及び含有量について規制を強化すべきであるかと思うか。

9 合成洗剤に含まれる増白剤、香味剤等は、人体に対する有害性が指摘されており、また、洗浄本来の目的に逆行するものであるため、その使用を禁止あるいは規制すべきであるかと思うか。

10 蛍光剤については、その発ガン性が指摘されている折から、洗剤へのビルダーとしての添加及び衣料品の加工処理に使用することを禁止すべきであるかと思うか。

11 スプレー洗剤中の噴霧剤として使用するフロンガスは、米国では、有害とされており、また、有機溶剤及び非イオン系界面活性剤も有害で被害例も出ている。従つてスプレー洗剤は、当然販売禁止すべき製品かと思うか。

12 家庭用品品質表示法に基づく石けん、洗剤の表示は、LAS等の混入品を石けんとして認める等の多くの問題点を含み、消費者保護基本法等の精神に逆行するものであり、早急に改正を図るべきであるかと思うか。

13 合成洗剤の広告及び表示について「無公害」「人体に安全」「手を荒らさない」などの表現は、不当表示と思われるので、このような表現は禁止すべきであるかと思うか。その他について

1 厚生省は、合成洗剤が衣類に残留することはないとの見解のようであるが、その見解の根拠及びその基礎を明らかにされたい。

2 レストラン、食堂、学校給食等における食器にLAS等が残留しないよう監視指導の強化を図るべきであるかと思うか。

3 水道水の物質基準は、ABS〇・五ppm以下となつているが、WHO勧告のABS〇・二ppm以下とすべきであるかと思うか。また、その他の界面活性剤についても早急に物質基準を設定すべきであるかと思うか。

4 学校教育においては、教科書等で合成洗剤の有害性、使用上の注意等及び石けんの使用方法等について取り上げるべきであるかと思うか。

5 学校給食における現場調理員の手荒れ被害を防ぐため、政府は、石けん用洗浄機械を導入し、合成洗剤の使用を止めさせるべきであるかと思うか。

6 繊維の防縮、柔軟、染色等の加工処理にあつて使用される化学薬品については、その安全性を確認したうえで製造及び販売を行わせるよう措置すべきであるかと思うか。

7 界面活性剤は、本来人体に有害なものであり、食品への添加、化粧品及び医薬品への使用を大幅に制限すべきであるかと思うか。

8 二百海里時代を迎え、沿岸漁業の振興を図るため、赤潮発生の原因物質の一つであるリンについては、合成洗剤への添加の制限、工場・事業場から排出するリンの規制等の諸対策を講じ、さらに、赤潮による漁業被害に対して十分な補償を行うべきであるかと思うか。

9 合成洗剤を含む生活排水については、農地への流入等により稲の減収等の被害をもたらしているといわれているが、これに対する対策をどのように考えているか。

10 安全性に問題のある合成洗剤にかえて、石けん等代替品の開発及び普及を促進するとともに、その円滑な利用が行われるよう、洗たく機等洗浄設備の改善について、政府は援助に努めるべきであるかと思うか。

11 家庭廃油は、石けんの原料として再利用できるよう回収措置を講ずべきであるかと思うか。

12 油脂原料資源の確保を図るため、政府は、菜種等の作付けを奨励すべきであるかと思うか。右質問する。

昭和五十二年十一月十一日
内閣総理大臣 福田 赳夫
衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員島本虎三君提出合成洗剤の安全性等
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員島本虎三君提出合成洗剤の安全
性等に関する質問に対する答弁書

一 について

1 御指摘の著作等における合成洗剤の急性毒
性及び慢性毒性に関するデータは、合成洗剤
の人体に対する有害性を証するものとは考え
られない。

2 (1) 御指摘の論文においては、マウスに対し
合成洗剤を投与した後、肝細胞を電子顕微
鏡により観察したところ、肝細胞の核小体
の萎縮等のみとされているが、一般に合
成洗剤の慢性毒性試験においては、肝障害
は発現しないことが確認されている。

(2) 御指摘の報告書においては、L.A.S.には
催奇形性があるとされているが、報告者を
含む四人の研究者により昭和五十年に実施
されたL.A.S.の催奇形性に関する合同研究
では、催奇形性は認められないとの結論を
得ている。

また、御指摘の報告書においては、胎仔
末梢血液中に白血球細胞を確認したとされ
ているが、その実験条件は合成洗剤の人体
に対する有害性を判定する上において適切
なものとは考えられない。

(3) 御指摘の論文の内容は、各種界面活性剤
が微生物の抗菌性、炭素源利用性等に与え
る影響についてのものであり、毒性を評価
するためには利用できない。

(4) 御指摘の論文の内容は、採取したヒト精
子をL.A.S.等に暴露した場合に形態変化が
認められたものであるとあり、毒性を評価す
るためには利用できない。

(5) 御指摘の著作における血液中の赤血球細
胞膜の溶解作用に関する記述にはその根拠
が示されていないため、評価をすることは

できない。

(6) 御指摘の著作においては、A.B.S.に血清
コレステロール値を上昇させる作用がある
とされているが、その根拠とされている実
験からそのような結論が得られるとは考え
られない。

(7) 御指摘の著作の内容は、高濃度の界面活
性剤共存下では腸壁から吸収される化学物
質の量が増加するとのものであり、合成洗
剤の人体に対する有害性を判定する根拠と
はならない。

(8) 御指摘の論文においては、いわゆる川崎
病の原因としてA.B.S.による慢性アレル
ギー説が提唱されているが、現在のところ
学界において大方の賛同は得られていな
い。

(9) 御指摘の論文は、室内実験に基づき合成
洗剤の水産生物に与える影響を述べている
ものであり、直ちに自然界における影響を
示すものではない。しかし、これらの論文
でも指摘されているように、合成洗剤の影
響として、実験上、卵雑種の発育及びえら
呼吸機能に対する阻害作用等が知られてい
るところである。

(10) 御指摘の著作においては、合成洗剤は経
皮吸収されるとされているが、厚生省が行
った合成洗剤の経皮吸収に関する実験によ
れば、吸収される量は極めて微量であるの
で、健康上問題は無い。

(11) 御指摘の論文においては、乳児寄生菌性
紅斑は合成洗剤の使用に起因するものとさ
れているが、一般には同疾患は乳児の肛門
又は陰股部の不衛生に起因するものと考
えられており、合成洗剤が同疾患の発症要因
であるとは考えられない。

以上のことから、合成洗剤の人体に対する
安全性について御指摘のような調査研究を行
う考えはない。

なお、水産生物に与える合成洗剤の影響に
ついては、水産被害の防止を図る観点から、
調査研究等を行うことを予定している。

二 について

1 L.A.S.については、内外の実験結果に基づ
く総合的判断からその安全性が確認されてお
り、通常の使用方法による場合は問題ないと
考えている。

2 御指摘の合成洗剤に関する研究の結果
は、現在、その取りまとめを行っていろ
ところである。

三 について

1 一般には、合成洗剤がおむつかぶれの発症
要因であるとは考えられていない。したがつ
て、実態調査を行う考えはない。

2 御指摘の物質を含め各種合成洗剤の安全性
については、各種の調査研究を基に問題はな
いと考えているが、更に各種の毒性試験を実
施し、その安全性の再確認に努めているとこ
ろである。

3 台所用合成洗剤は、生鮮野菜に付着する細
菌の除去等の観点から食品衛生上有用と考
えるので、御指摘のような指導を行う考えはな
い。

また、台所用合成洗剤による皮膚障害の防
止については、家庭用品品質表示法に基づく
使用上の注意事項の表示の義務付け等所要の
措置を講じているところである。

4 卵殻を卵洗浄用洗剤で洗浄処理することに
より、コレステロールが多量に吸収されるこ
ととなることは考えられない。したがつて、卵
洗浄用洗剤の規制について検討を行う考えは
ない。

5 から7まで 御指摘のシャンプー、陽イオン
系界面活性剤及び歯みがきについては、内外
の実験結果に基づく総合的判断からその安全
性につき問題はないと考えている。したがつ
て、被害の実態調査を行う考えはない。

8 から10まで 御指摘の柔軟剤、増白剤等及び
蛍光剤については、現在のところその安全性
につき問題はないと考えている。したがつ
て、使用禁止等の措置を講ずる考えはない。

11 フロンガスは、成層圏にまで拡散し、成層
圏内でオゾンと反応してオゾン量を減少させ
るため、地表面に到達する紫外線量が増加
し、その結果皮膚がんの発生率が増加する
という理論を米国内の一部の学者が主張して
いる。この理論については、我が国を含め各
国で調査研究が行われているが、いまだ前述
のようなフロンガスの有害性についての結論を
得るに至っていない。

また、御指摘の有機溶剤及び非イオン系界
面活性剤に起因する健康被害例については承
知していない。

したがつて、現在のところスプレー洗剤の
販売禁止の措置を講ずる考えはない。

12 洗たく用石けん等は、従来家庭用品品質表
示法の規制対象としていなかったが、消費者
の要望及び実態に即するため、製品及び家庭
用品品質表示審議会の審議を経て、昭和五十
一年十月八日同法に基づく政令及び告示の改
正を行い、これらをも対象とするものとした
ものである。この改正の際、石けんに三パー
セント未満の他の界面活性剤が混入している石
けんを含めることとした理由は、石けんの生
産者はほとんどが中小企業者であり、その中
には石けんと合成洗剤を同一の設備で製造し
ているものもあるため、製造製品の転換時に
石けんの中に微量の合成洗剤が混入する場合
があり、これを防ぐことが技術的に困難であ
ること及び三パーセント未満の純石けん分以
外の他の界面活性剤が混入した場合において
も洗たく用石けんの品質には何ら差異がみら
れないことによるものである。

なお、三パーセント未満の他の界面活性剤を
含む石けんについては、その旨の表示を義務

付けることにより、他の界面活性剤を全く含まない洗たく用石けんと明確に区別できるようになっている。

13 公正取引委員会は、現在、業界に対し合成洗剤の表示に関する公正競争規約の設定を指導中であるが、この規約において不適切な表示は使用しないようにする方向で検討しているところである。

四について

1 厚生省は、合成洗剤が衣類に残留することはないという見解を示したことはない。

2 台所用合成洗剤については、食品衛生法に基づき使用基準が定められており、従来から監視指導を行っているところである。

3 陰イオン系界面活性剤についての水道水の水質基準は、水道水の使用に当たり発泡しないことを要件として定められたものであるが、この基準の安全性については十分に確認されているところである。なお、WHOが定めた水質基準では、望ましい基準値を〇・二ppm、許容基準値を一・〇ppmとしている。その他の界面活性剤についても、その安全性につき特に問題はないと考えている。

4 学校教育においては、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科等で洗剤の種類、特徴、成分、用法等を児童生徒の発達段階に応じて学習することとしており、合成洗剤の使用上の注意等はこれらの学習の中で取り扱われているところである。

5 学校給食における衛生管理については、各般にわたり指導しているところであるが、合成洗剤を使用する場合には、必要に応じて使用する液の濃度、浸漬時間、すすぎの方法等に留意して使用するよう指導しているところである。

なお、学校給食設備整備の補助に際しては、液状、固形又は粉末の石けんの使用も可能である洗浄器もその対象としている。

6 繊維の加工処理に際しては、使用する化学薬品について事前にその安全性を確認した上で使用するよう厚生省において従前から必要に応じ指導しているところであるが、御指摘の化学薬品は、繊維の加工処理以外の目的にも広く使用されているため、製造及び販売段階で一律に規制を行うことは適当でないと思われる。

7 医薬品及び化粧品に使用される界面活性剤については、従来から安全性が十分に確認されたものに限定して使用を認めているところである。また、食品添加物として使用を認められている界面活性剤については、その安全性は十分に確認されている。

8 赤潮については、その発生機構が必ずしも十分に解明されていないが、藻は赤潮発生条件の一つとされている富栄養化の要因物質の一つであるといわれており、その排出源としては種々のものが考えられ、これら排出源について総合的な対策が必要であると考えられる。

合成洗剤中の磷酸塩については、政府の行政指導により、その低減化を図ってきたところである。その結果、合成洗剤に使用されたトリポリ磷酸塩の量は昭和四十九年には十二万八千トンであったが、昭和五十年には七万五千トン、昭和五十一年には七万二千トンと減少してきており、これを合成洗剤中の磷酸塩の比率(無水磷酸に換算しての比率)でみれば昭和四十九年には約十二パーセントであったが昭和五十年には約十パーセント、昭和五十一年には約九パーセントであったこととなる。なお、今後とも更に一層合成洗剤中の磷酸塩の低減化について行政指導を行うこととしている。

工場又は事業場から排出する燐の規制については、技術的対応の可能性等を考慮して検討することとしており、排出源の実態、排出

水の水質レベル、処理技術の実態、規制の効果等について調査を進めているところである。

赤潮による漁業被害の救済については、昭和四十九年に漁業災害補償法を改正し、異常な赤潮被害の際にも共済金を支払う赤潮特約を養殖共済契約に付することができるよう制度を設けるとともに、当該特約に係る掛金については全額公費(国三分の二、地方公共団体三分の一)により負担することとしたところである。

9 水質汚濁による農業被害は、生活排水等の都市汚水によるものがその大部分を占めており、その要因の大部分は、生活排水中の窒素による窒素過多と考えられる。このような状況に対処するため、都市汚水等不特定多数の汚濁源による被害が生じ緊急に水質改善を必要とする地区については、被害対策として取水源の転換、用水路と排水路との分離等を実施してきている。

また、長期的な対策として下水道の整備等により生活排水による水質の汚濁の防止に努めてきているところである。

10 合成洗剤は、通常の使用方法により使用する限り、その安全性について問題のないものであり、また、石けんを使用する場合においては、有機物汚染量が増加するおそれがあること、牛脂等石けん原料資源に限りがあること等の難点があることから、全面的に合成洗剤に代えて石けん等の代替品への移行を促進する必要があるものと考える。

なお、政府としては、石けんの生産、販売等が消費者の需要にこたえられるよう配慮しているところである。

11 日本石鹸洗剤工業組合において、実験的に家庭廃油と石けんとの交換を実施し、回収した家庭廃油の再利用の可能性を検討していることと承知している。

しかし、回収、精製等に多額の費用が必要であることから製造コストが高くなるため、工業的規模で家庭廃油を原料として石けんを製造することは極めて困難な状況にあると聞いている。

12 なたね油は、現在のところ主として食用として使われており、将来とも直ちに石けん原料として使用されることは考えられないが、なたねについては、従来からなたね生産技術の改善とその普及を図るとともに、大豆なたね交付金暫定措置法に基づき価格対策を講ずる等その生産振興に努めているところである。右答弁する。

濁川系河川の改修に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年十一月二日

提出者 鈴木 強

衆議院議長 保利 茂殿

濁川系河川の改修に関する質問主意書

本年八月十六、十七、十八日の三日間熱帯性低気圧による大雨のため、甲府市内を流れる濁川本線が増水し支線の高倉川、大田川、十郎川を中心とする河川の溢水により、浸水家屋は二、四〇〇余戸、田畑の冠水は三〇〇余ヘクタールにのぼり甚大な被害を生じたのであります。

甲府市は災害救助法を適用しました。このような災害が発生したため被災地域住民はもちろん、同じ盆地のなかに生活する多くの市民に筆舌に尽くし難い不安を与えております。

濁川系河川の改修以外にありません。国においても本河川の改修については格別の配慮をされており感謝していますが、この際特に改修事業を早期に完成して住民の不安を一刻も早く解消するために、次の事を質問します。

濁川系河川に激甚災害対策特別緊急事業の適用ができないか。もしできないとすればその理由は

何か。
右質問する。

昭和五十二年十一月十一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂蔵

衆議院議員鈴木強君提出濁川系河川の改修に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木強君提出濁川系河川の改修に關する質問に対する答弁書

御質問に係る富士川水系濁川、十郎川、大円川及び高倉川の改修に關しては、河川激甚災害対策特別緊急事業の採択等について検討中である。右答弁する。

航空機強取等防止対策を強化するための關係法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十二年十月二十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

航空機強取等防止対策を強化するための關係法律の一部を改正する法律

(航空機の強取等の処罰に關する法律の一部改正)
第一条 航空機の強取等の処罰に關する法律(昭和四十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の罪を犯した者が、当該航空機内にあ
る者を人質にして、第三者に対し、義務のな
い行為をすること又は権利を行わないことを
要求したときは、無期又は十年以上の懲役に

処する。
第二条中「前条」の下に「第一項又は第三項」を
加える。

(航空の危険を生じさせる行為等の処罰に關する法律の一部改正)

第二条 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に關する法律(昭和四十九年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「二年」を「三年」に改める。
第三条第一項中「この項において」を削る。
第六条中「第四条」を「第五条」に改め、同条を
第七条とし、第五条を第六条とし、第四条中

「及び前条第一項」を「第三項第一項及び前条」
に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の
一条を加える。

(業務中の航空機内に爆発物等を持ち込む罪)
第四条 不法に業務中の航空機内に、爆発物を持
ち込んだ者は三年以上の有期懲役に処し、銃
砲、刀剣類又は火炎びんその他航空の危険を生
じさせるおそれのある物件を持ち込んだ者は二
年以上の有期懲役に処する。

(旅券法の一部改正)
第三条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七
号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項第二号中「五年」を「二年」に、
「あたる」を「当たる」に改める。

第十九条の二第二項第三号中「前条第一項を
「第十九条第一項」に改め、同条を第十九条の三
とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(返納に係る公告)
第十九条の二 外務大臣又は領事官は、前条第
三項において準用する第十四条の規定により
一般旅券の返納を命ずる旨の通知(以下この
条において「通知」という。)をする場合におい
て、当該旅券の名義人の所在が知れないとき
その他通知をすべき書面を送付することがで
きないやむを得ない事情があるときは、通知
をすべき内容を外務大臣が官報に掲載するこ

とをもつて通知に代えることができる。
2 外務大臣が通知をすべき内容を官報に掲載
した場合には、その掲載した日から起
算して二十日を経過した日に、通知が当該旅
券の名義人に到達したものとみなす。

3 外務大臣は、通知をすべき内容を官報に掲
載したときは、遅滞なく、必要と認める地域
に係る領事館の領事官に対しその旨を通報す
るものとし、当該通報を受けた領事官は、そ
の所屬する領事館の適当な場所に当該通報の
内容を掲示するものとする。
第二十三条中「左の」を「次の」に、「一年」を
「三年」に、「三万円」を「十万円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して二十日を経
過した日から施行する。

ある者を人質にして、第三者に対し、義務の
ない行為をすること又は権利を行わないこと
を要求したときは、無期又は十年以上の懲役
に処することとする。

2 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に關
する法律の一部を改正し、
不法に業務中の航空機内に、爆発物を持ち
込んだ者は三年以上の有期懲役に処し、銃
砲、刀剣類又は火炎びんその他航空の危険を
生じさせるおそれのある物件を持ち込んだ者
は二年以上の有期懲役に処することとする。

3 旅券法の一部を改正し、
(1) 刑事訴追を受けている者等に対する旅券
発給等の制限の対象となる罪の法定刑を長
期二年以上(現行五年以上)に改めることと
する。

(2) 旅券の名義人の所在が知れない等の場合
における旅券の返納命令の通知内容を公告
して通知に代える制度を設けることとする。
(3) 旅券法違反の罰則の法定刑を三年以下
(現行一年以下)の懲役又は十万円以下(現
行三万円以下)の罰金に引き上げることと
する。

4 この法律は、公布の日から起算して二十日
を経過した日から施行することとする。

議案の可決理由
近時、航空機乗つ取り事件等一部過激派分子
による各種不法事犯は、その手段、態様等に
おいて、一段と悪質化の傾向にある。
本案は、その種犯罪の未然防止を図るとも
に、犯人に対する適正な科刑の実現を期するた
め、航空機の強取等の処罰に關する法律等關係
法律について所要の改善措置を講じようとする
もので、妥当なものと認め、可決すべきものと
議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

右報告する。

航空機を強取した者等が、当該航空機内に

航空機を強取等防止対策を強化するための關係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

航空機を強取等防止対策を強化するための關係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

航空機を強取等防止対策を強化するための關係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十二年十一月十五日 衆議院會議録第十二号 航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和三十五年三月三十一日

法務委員長 上村千一郎
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に伴い、行政措置による諸般の対策を適切に実行しつつ、ハイジャック等非人道的暴力行為の絶滅を期するために、次の諸項を含めて格段の努力をすべきである。

一 政府部内の対策本部は、恒常的に非人道的暴力行為の絶滅のため予想される行為のあらゆる分野にわたり検討を行い、各省庁を指導して統一的かつ機動的な運営を行い、先行して予防措置を講ずるとともに、緊急事態に應じ敏速に対処しうるよう体制をとるべきである。

二 国際的な相互協力は、警察、検察、外交、運輸等各般にわたって強化する必要があるにのみならず、国内における国際的協力体制を整備するとともに、各国に対しても積極的に協力体制整備を求めるとともに努力をすべきである。

三 国連で決議されたハイジャック防止決議の実施促進を図るとともに、ハイジャックに関する三国際条約の未加盟国の加入を要請し、併せて同条約の不十分な点についての改善に今後努力すべきである。

四 国際刑事警察機構や在外公館、民間機関等の協力を得て情報の収集を強化し、日本赤軍等過激派の公開捜査に特段の工夫をすべきである。

五 過激派によるハイジャック事件のみならず、暴力団犯罪や内ゲバ事件等国民生活の周辺に惹起する非人道的暴力行為に対する取締り及び刑罰の強化についても検討すべきである。

六 機内持込品の制限等についての国際運送規約の安全管理条項が国際的に厳正に実行されていない実情にかんがみ、各国に協力を要請し、また各国の空港における安全検査体制の強化を求

めるべきである。

この間、日航等は、ダブルチェックをはじめ自主的防衛措置の整備に遺憾のないようすべきである。

七 国際的司法共助の強化が必要であるから、国際的な協力を促進するとともに、これに伴う国内法の整備を検討すべきである。

八 逃亡犯罪人の引渡し条約の締結国を拡大することについて努力をすべきである。

九 今日までのハイジャック関係犯人については、国民世論にかんがみ、あくまでその追及、逮捕、引渡等について全力を尽くし、必ず成果を期すべきである。

十 本法において加重された旅券発給制限については、その適用をハイジャック等非人道的暴力行為を行うおそれのある該当者を対象とするものとし、いやくも一般国民の渡航の自由を侵すことのないよう、その運用につき特段の留意をなすべきである。

十一 以上の各般の措置を実行するに当たつて、一般国民の人権に不当な制限を与えることのないよう留意すべきである。

衆議院會議録第八号中正誤

一〇 段 行 誤 正
二〇 三 小山 平二君 小川 平二君
二一 一 三 を加え、 「 を加え、 「

衆議院會議録第十号中正誤

一〇 段 行 誤 正
二〇 二 三 従来 将来
二一 三 三 存在 存在
二二 二 九 施行を 施行に
二三 二 末五 及び 又は

衆議院會議録第十一号中正誤

一〇 段 行 誤 正
二〇 二 末五 参院議 参議院

定價 一部 一〇円

發行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代) 107

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便 協認可